

# 「市の事業に準じた活動」の対象条件

全て満たしている場合は、「市の事業に準じた活動」の対象となり、市民センターの施設使用料および冷暖房代の減免になります

## ●子ども食堂における各主体の取組みを市と協働で実施している

(例：他団体の視察および研修対応、出前講演の講師、情報交換会や研修会の実施など)

## ●まちづくり協議会・自治会及びセンターに事業の理解が得られている

## ●北九州市から開設・運営サポート要件を全て満たしている

1. 地域や民間団体等が主体であること
2. 無料もしくは低価格の参加料で運営すること
3. 年間を通して実施すること
4. ボランティアで運営すること
5. 非営利事業であること
6. 市担当者等の巡回訪問による現場確認等に対応すること
7. 子ども食堂ネットワーク北九州に加入すること
8. 市もしくは子ども食堂ネットワーク北九州が主催する研修を受講すること  
(衛生管理・食育・接遇・安全管理など)

## ●北九州市の開設支援補助対象事業の要件を全て満たしている

1. 北九州市内で実施されること
2. 食事の提供を行うこと
3. 学習支援や子ども同士の遊び体験、食育などの活動を行うこと
4. 宗教または政治、営利を目的としないこと
5. 開催頻度は、原則月1回以上であること
6. 開設時間は、1回あたり3時間以上であること
7. 開設時間においては、現場に常に責任者を配置すること
8. 事業実施にあたり必要な体制が確保されていること

## ●子ども食堂調理（衛生管理）マニュアルに準じて衛生管理に努めている

## ●ボランティア行事保険等に加入をしている

※対象条件が満たせてない事実が発覚した場合で、改善が図られないときは、減免対象団体から除外し、減免を取り消します